

別表（第9条関係）  
「指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分等の基準」

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法令条文	No.	処分手由	処分内容			
指定要件違反	第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	施行規則第21条	1	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し		
		第1項第2号	施行規則第20条	2	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し		
		第1項第3号イ		3	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであることが判明したとき。	指定取消し		
		第1項第3号ロ		4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し		
		第1項第3号ハ		5	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し		
		第1項第3号ニ		6	指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し		
		第1項第3号ホ		7	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 (下記①～⑤参照)			
				①	無断通水、メータの不正使用をしたとき。	指定取消し又は指定停止6か月以下		
				②	道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定停止6か月以下		
				③	施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6か月以下		
		④	管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。	指定停止6か月以下				
		⑤	その他の不正又は不誠実な違反行為をしたとき。	指定停止6か月以下				
		第1項第3号ヘ	8	法人であって、その役員の内上記3～7までのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	指定取消し			
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	第25条の4第2項	施行規則第21条第1項及び第2項	9	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し		
		第1項	第3項	10	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3か月以下		
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条第35条	11	事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき。	指定取消し		
				12	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき。	指定取消し		
				13	上記11、12について虚偽の届出をしたとき。	指定取消し		
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条第1号	14	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定停止1か月以下		
			第2号	15	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、かつ、その者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1か月以下		
			第3号	16	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定停止6か月以下		
			第5号イ	17	水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6か月以下		
			第5号ロ	18	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3か月以下		
			第6号	19	指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保管しなかったとき。	指定停止3か月以下		
工事施行に関する義務違反	第25条の11第1項第5号	第25条の9		20	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止3か月以下		
				第1項第6号	第25条の10	21	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3か月以下
				第1項第7号		22	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6か月以下
不正申請	第25条の11第1項第8号	第16条の2第1項		23	不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し		

備考：処分内容は各項目とも全て指定取消要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則（期間）を示している。